

後期高齢者支援金の加算・減算制度に係る政令案(草案)について

政令第
号

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令
内閣は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第一百二十条第二項及び第一百二十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五条）の一部を次のように改正する。

第二十五条の次に次の二条を加える。

（概算後期高齢者支援金調整率）

第二十五条の二 法第一百二十条第一項の概算後期高齢者支援金調整率は、全ての保険者について、百分の百とする。

（確定後期高齢者支援金調整率）

第二十五条の三 法第一百二十条第一項の確定後期高齢者支援金調整率は、次の各号に掲げる保険者の区分に応じ、当該各号に定める率とする。

- 一 各保険者に係る加入者の数等を勘案して、法第十九条第二項第一号に掲げる目標についての達成状況及び特定健康診査等（法第十八条第二項第一号に規定する特定健康診査等をいう。以下この条において同じ。）の実施状況が著しく不十分なものとして厚生労働省令で定める基準に該当する保険者（特定健康診査等の実施状況が著しく不十分であることについてやむを得ない事由があるものとして厚生労働省令で定める基準に該当するものを除く。次号において「加算対象保険者」という。）百分の百・二三
 - 二 各保険者に係る加入者の数等を勘案して、法第十九条第二項第一号に掲げる目標についての達成状況及び特定健康診査等の実施状況が十分なものとして厚生労働省令で定める基準に該当する保険者（以下の号において「減算対象保険者」という。）一からイに掲げる額を口に掲げる額で除して得た率を控除して得た率を基礎として厚生労働大臣が定める率
- イ 当該各年度における全ての加算対象保険者に係る法第百十九条第一項の確定後期高齢者支援金の額の総額と当該各年度における全ての加算対象保険者に係る調整前確定後期高齢者支援金の額の総額との差額
- ロ 当該各年度における全ての減算対象保険者に係る調整前確定後期高齢者支援金の額の総額

三 前二号に掲げる保険者以外の保険者 百分の百

2 前項第二号の調整前確定後期高齢者支援金の額は、当該各年度における全ての後期高齢者医療広域連合の法第百条第一項に規定する保険納付対象額の総額を厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における全ての保険者に係る加入者の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における当該保険者に係る加入者の数を乗じて得た額とする。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。